

## 公民協働事業応募促進報奨金交付要綱

|    |       |       |             |        |
|----|-------|-------|-------------|--------|
| 制定 | 平成18年 | 3月29日 | まち企管第20807号 | (局長決裁) |
| 改定 | 平成20年 | 8月12日 | まち企管第 920号  | (局長決裁) |
| 改定 | 平成22年 | 3月23日 | まち企管第 1775号 | (局長決裁) |
| 改定 | 令和元年  | 5月29日 | 建営第 391号    | (局長決裁) |
| 改定 | 令和3年  | 3月 1日 | 建営第 2002号   | (局長決裁) |

### (目的)

第1条 この要綱は、横浜市又は横浜市外郭団体等が実施する公民協働事業への応募に関し、優秀な事業提案をした者に対して報奨金を交付することについて必要な事項を定めることにより、良質な事業提案がなされることを促進し、もって公民協働事業の一層の効果的・効率的な実施を図ることを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において用いる用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「建設業者」とは、土木・建築及びそれに附帯する工事等を行うものをいう。
- (2) 「建設企業グループ」とは、建設業者を中心として、企業が連合したものをいう。
- (3) 「横浜市が指定する公民協働事業」とは、横浜市及び横浜市外郭団体等が実施するPFI事業、保有土地活用事業、ESCO事業など、公募により民間事業者が提案し、建設から維持管理・運営までを行う事業で、市長が指定したものをいう。

### (報奨金の交付)

第3条 市長は、横浜市が指定する公民協働事業に応募した建設業者又は建設企業グループで、当該公民協働事業の事業者選定の最終審査において、原則として次点及び次次点となったものに報奨金を交付することができる。

### (報奨金額)

第4条 第3条に規定する報奨金の金額は、次の表のとおりとする。

| 想定事業規模（予定価格） | 報奨金額  |
|--------------|-------|
| 10億円未満       | 50万円  |
| 10億円以上25億円未満 | 200万円 |
| 25億円以上       | 300万円 |

### (事業の指定)

第5条 市長は、横浜市及び横浜市外郭団体等が実施する公民協働事業で、その想定事業規模が概ね1億円以上の公募事業を「公民協働事業応募促進報奨金交付の対象事業」に指定することができる。

2 前項の規定により指定された事業は、原則としてその旨を当該事業の募集要項等に表記するものとする。

(申請手続き)

第6条 第3条の規定による申請を行うものは、あらかじめ申請内容等について市長と協議するものとする。

- 2 前項の協議において、市長は、本制度の適正な運営を図るため、必要に応じて申請者に対し情報の提供及び助言、指導を行う。
- 3 申請者は、公民協働事業応募促進報奨金交付申請書(第1号様式)に必要事項を記入し、横浜市が指定する公民協働事業の審査結果の通知書を受領した後、当該通知書の写しやその他必要と認められる書類を添えて、1か月以内に、市長に提出するものとする。
- 4 第1項の協議において、あらかじめ了解を得たものについては、前項に規定する提出期限によらず、公民協働事業応募促進報奨金交付申請書を提出できるものとする。

(申請の審査及び報奨金交付の決定)

第7条 前条第3項の申請があった場合には、市長は速やかに内容を審査のうえ、報奨金交付の可否を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の報奨金交付の決定にあたっては、申請内容を審査し、必要と認められる場合は、申請者と協議のうえ内容の修正を求めることができるものとする。
- 3 市長は、報奨金交付を決定したときは、公民協働事業応募促進報奨金交付決定通知書(第2号様式)により、申請者に通知するものとする。
- 4 報奨金の交付決定を行う前に、選定事業者の辞退、失格等により、次点、次次点となったものが、選定事業者となった場合は、報奨金を交付しない。

(決定の取り消し)

第8条 市長は、申請者が次のいずれかに該当する時は、報奨金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により報奨金の交付を受けたとき。
  - (2) 報奨金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
  - (3) 報奨金の交付を受けた者が、当該事業の事業者として契約を締結したとき。
  - (4) その他法令、条例又はこの要綱に基づき市長が行った指示に違反したとき。
- 2 前項の規定は、当該事業について交付すべき報奨金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
  - 3 市長は、第1項の規定による取り消しをした場合は、申請者に対し、速やかに、その旨を通知するものとする。

(報奨金の返還)

第9条 市長は、報奨金の交付の決定を取り消した場合において、当該事業の取消しに係る部分に関し、既に報奨金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(所管)

第10条 公民協働事業応募促進報奨金交付制度の所管は、建築局公共建築部営繕企画課とする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は建築局長が別に定める。

附則

この要綱は、平成18年 4月 1日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年 8月20日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年 4月 1日から施行する。

附則

この要綱は、令和元年 5月 29日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年 3月 1日から施行する。

(提出先)  
横 浜 市 長

申請者 所在地  
企業グループ等名  
代 表 者

公民協働事業応募促進報奨金交付申請書

公民協働事業応募促進報奨金交付要綱第3条の規定に基づき、助成金の交付を申請します。

|            |   |  |
|------------|---|--|
| 事業区分       | <input type="checkbox"/> P F I 事業<br><input type="checkbox"/> 保有土地活用事業<br><input type="checkbox"/> E S C O 事業<br><input type="checkbox"/> その他 |  |
| 応募事業名称     |   |  |
| 企業グループ等の構成 |   |  |
| 第2次審査の結果   | 年 月 日 <input type="checkbox"/> 次点 <input type="checkbox"/> 次次点  |  |
| 想定事業規模     | 円   |  |
| 申請報奨金額     | 円   |  |
| 連絡先        | 担当者氏名   |  |
|            | 企業グループ等名  |  |
|            | 電話番号  |  |

- 【添付書類】
- ・公民協働事業の審査結果の通知書の写し
  - ・その他必要と認められる書類

(第2号様式)

建宮第 号  
年 月 日

企業グループ名等  
代 表 者 様

横浜市長 印

公民協働事業応募促進報奨金交付決定通知書

公民協働事業応募促進報奨金交付要綱第3条の規定に基づき、報奨金の交付を決定しましたので、  
通知します。

|       |   |
|-------|---|
| 応募事業名 |   |
| 報奨金額  | 円 |